

兵庫地方最低賃金審議会
第2回兵庫県最低賃金専門部会

議事録

令和7年8月1日（金） 9時58分～10時54分	
兵庫労働局 第3共用会議室	
公益代表委員	千田委員、三上委員、山口委員
労働者代表委員	小菅委員、小西委員、堀井委員
使用者代表委員	倉本委員、松岡委員、吉川委員
事務局	岡本労働基準部長、安積賃金室長、山本賃金指導官、 山中労働基準監督官、村田労働基準監督官
（1）兵庫県最低賃金の改正審議について （2）その他	
議 事 内 容	
○山中労働基準監督官 定刻になりましたので、始めさせていただきます。 委員の皆様には、お暑い中、御出席いただきまして、ありがとうございます。 本日、全員御出席されておりますので、審議会令第6条第6項の規定による定足数を満たしておりますことを御報告させていただきます。 それでは、これからの議事進行を千田部会長、よろしくお願いいたします。 ○千田部会長 皆様、おはようございます。 ただ今から、第2回兵庫県最低賃金専門部会を開会いたします。 傍聴の皆様におかれましては、受付でお渡ししました遵守事項に従い、円滑な議事進行に御協力のほどよろしくお願いいたします。 それでは、議題（1）兵庫県最低賃金の金額改正についての審議に入ります。 始めに事務局から、配布資料についての説明をお願いいたします。 ○安積賃金室長 事務局より、配布させていただいております資料について、御説明させていただきます。 （以下、資料1「兵庫県の経済・雇用情勢（兵庫県産業労働部地域経済課）」、資料2	

「管内金融経済概況（日本銀行神戸支店）」、資料3「商工会議所 LOB0 2025 年 6 月調査結果（日本商工会議所）」について説明）

○千田部会長

ありがとうございます。

ただ今の資料説明において、質問、確認事項等がございましたらお願いいたします。

○吉川委員

先ほどの 25 ページ目の倒産件数の御説明のところで件数は上回ったものの、負債総額は下回ったということは、中小零細企業の倒産件数が多かったという理解でよろしいでしょうか。

○安積賃金室長

そのように思われます。

○吉川委員

分かりました。

○千田部会長

ありがとうございます。

他にいかがでしょうか。

○各委員

（特になし）

○千田部会長

よろしいですか。

それでは、これから改正金額の審議に入りたいと思いますが、まず、事務局において、中央での目安審議の状況について、説明をお願いいたします。

○岡本労働基準部長

報道等で伝えられておりますので、ご存じの方もおられるかもしれませんが、昨日 31 日に 5 回目の目安小委員会がございましたが、結論はまとまらずという状況でございます。

そして、本日 11 時から 6 回目の目安小委員会が設定されているという状況でございますので、本日現在目安は答申されていないという状況であります。

どうぞよろしくお願いいたします。

○千田部会長

ありがとうございます。

ただ今、現時点においても、中央最低賃金審議会において、目安審議が続いているとの説明を受けました。

目安が出ていないという状況ですので、具体的な金額審議までは難しいとは思いますが、金額改正審議に入っていく前に、労使双方の基本的なお考えをそれぞれからお伺いしたいと思います。

基本的な考え方について、労使それぞれで別室の打合せ等は必要でしょうか。

(労使ともに打合せ不要)

○千田部会長

それでは、先に労働者側からお聞きしたいと思いますので、労働者側委員からお願いいたします。どなたが御発言されますでしょうか。

○堀井委員

堀井がさせていただきます。

それでは、労働者を代表して、基本的な考え方を述べさせていただきます。

先ほどありましたとおり、まだ中央での審議が続いているということですが、労働者側としましては、中央の審議会の審議経過を踏まえ、またその結果を十分参酌し、自主性の発揮を強く意識して真摯に臨むことを基本姿勢とさせていただきたいと考えています。

そして、意見陳述でもありましたが、厚生労働省が行っている「毎月勤労統計調査」では、2025年5月分の速報値が7月に公表されており、労働者の所定内給与は前年同月比で43か月連続のプラスとなっているのですが、依然としてガソリン、電気、ガス料金、生活必需品等の高騰が続き、実質賃金としては、一時金の影響で一時的にプラスに転じるということもありましたが、実質的には40か月連続でマイナスと捉える状況にあると認識をしております。

こういった情勢の下、最低賃金の在り方というのは極めて重要な意義を持っていると考えており、労働者が健康で文化的な生活を営み、労働力を再生産し、社会的体裁を保持するために最低限必要な水準として連合が提起している連合リビングウェイジの到達と国際的な最低賃金の基準となる一般労働者の中央値（中位数）の6割水準を目指すべきという認識を持っております。

さらに、今年の春季生活闘争においては、昨年に引き続き、構造的な人手不足や物価上昇が継続する中で、歴史的な賃金引上げとなった昨年をも上回る賃金引上げ結果が確認されております。こうした賃上げの流れを企業規模や雇用形態を超えて、日本社会全体へ確実に波及させることが最低賃金の役割でもあります。

また、兵庫県では過去の審議を通じて、地域間格差の是正を目指した金額改正が行わ

れてきた経過もあり、その歩みを着実に継続しなければならないと考えております。

そして、これが一番大事なところだと思いますが、「賃金は上がるもの」という常識が根付いた社会の構築が今こそ重要である。使用者の方も含めてですが、全ての労働者は、消費者でもあるということでもありますので、企業もまた適正な価格転嫁を通じて労務費を正に反映させる努力が必要であると認識しております。

日本社会がデフレマインドからの脱却を共通認識とし、その風土を早期に醸成していくことが、今後の経済と雇用の安定となり、賃金引上げへの理解が大きく進展することができると考えております。

少し補足しますが、7月16日に兵庫県知事の定例会見におきまして、知事は最低賃金決定後が大切であって、労使がしっかりと交渉をしていく中で賃金を引き上げていくこと、また兵庫県では政労使の枠組みで中小企業の賃金アップを図る環境づくり合意形成の枠組みを作っており、注力していく旨発言をされており、最低賃金の審議に注目されていることを申し添えたいと思います。

御承知のとおり、最低賃金近傍で働く方の生活は、日々の物価上昇により、非常に厳しさを増しているということで、また、先ほど説明しましたとおり、最低賃金を引き上げざるを得ない状況でもあります。

最低賃金法第1条において、労働条件の改善、生活の安定、労働力の質的向上、公正競争の確保とともに、国民経済の健全な発展に寄与することを目的としておりますので、この法の主旨に沿って、審議を尽くしていきたいと考えております。

最後に、私たちはお互いの立場と法の趣旨に沿って、兵庫県の最低賃金を決定したいと考えております。以上です。

○千田部会長

ありがとうございます。

それでは、次に、使用者側委員の御発言をお願いいたします。

○松岡委員

では、松岡から発言させていただきます。

「最低賃金は毎年改定される。国の審議会が時給で目安を示し、都道府県ごとの審議会がこれを参考に引上げ額を決める。昨年は50円の引上げが示され、地方での審議を経て、全国加重平均で過去最大となる51円増の1,055円になった。岸田政権が5%の引上げにこだわり、国の審議会を示された目安はぴったり5%だった。

今年は石破政権が「2020年代に全国平均1,500円」という目標を掲げて初の改定となります。岸田政権の「30年半ばに1,500円」を大幅に前倒しした。達成には、今後5年間、年7.3%のペースで上げ続ける必要がある。足元の物価上昇率や今春闘の中小企業の賃上げ率を大きく上回る引上げだ。

首相は前のめりだ。

朝日新聞は社説で、働き手を守る大事な安全網として、最低賃金の持続的な底上げを

求めてきた。国際的に低い水準にある最低賃金を引き上げていく方向性に異論はないが、新たな目標のペースには疑問がぬぐえない。

なぜ、「20 年代」のうちに「1,500 円」なのか。

根拠が示されないまま、性急な引上げに突き進めば、地方の中小企業の淘汰や雇用不安をもたらし、働き手にも望ましくない事態を招く懸念がある。

過去 10 年で年平均 3 % 超の引上げが進んだ結果、最低賃金の上昇によって、賃上げが必要になる働き手の割合（影響率）は小規模事業所で 2 割を超え、過去最高水準にある。経営側だけでなく、労働側にもさらに速いペースで引き上げられて、小規模事業者が賃上げ原資を確保できなくなることを危ぶむ声がある。政府に丁寧な説明を求める声が上がるのも、当然だ。

最低賃金は労働者の生計費、一般的な賃金水準、企業の支払能力の三つの要素を考慮して決めるよう法律で定める。赤字企業にも適用され、違反すれば罰則もある。公労使の三者が同数の委員で構成する審議会が、政府の目標ありきとなり、3 要素がおろそかになれば、法に基づく審議が形骸化しかねない。根拠に基づき、働き手にも納得感のある結論を望む。」

以上はこの 29 日の朝日新聞の社説でございます。

皆さんはカフカの階段というのをご存じでしょうか。カフカの階段は、失業をきっかけとして、階段を 1 段 1 段転がり落ちるように、まず失業により、家庭内の関係が悪くなって、家族を失い、次に家を失い、お金を失い、もちろんスマホも失う。

気付いたときには、何もかも失っているような状態になる。ホームレスへ転落する典型的なパターンです。

家もお金もスマホもないような状況から今度また元の状況に戻ろうとする。つまり職を得ようとするときには、その階段はほぼ垂直の壁となって這い上がっていくのは非常に厳しい状況となるということです。

兵庫県には実際にホームレスの方が 46 名おられるようです。

同じく完全失業者は 6 万 9 千人ですが、これとは別に 186 万人の非労働力人口の中で 10 万人以上の就業希望者がいると推計できます。

昨年の最低賃金の状況をみておりますと、影響率が 24.78% でした。およそ 4 分の 1 の労働者の賃金が上がるとことは一般に良いことのようにみえます。

それは善悪でいえば、善なのかもしれません。

一方で、これをきっかけに一部で廃業・失業するというリスクも増加していたでしょう。そうです。賃金上がる・階段の高さが上がることは転落さえしなければ結構なことなのですが、転落時の危険は大きくなります。

もちろん、若くて体力のある人であれば、今の時代、あまり心配はないでしょう。

しかし、十分なスキルがない場合はどうなるのでしょうか。リスクは確実に増大するということです。

また、非労働力人口のうち、10 万人以上の就業希望者の方々にとっては、就業の壁が高くなってしまいました。

さらに、年金生活者の方々はまだでさえ、物価上昇の折、賃金の大幅上昇はさらなる物価上昇を招き、コツコツ貯めた資産も目減りするといった絶望感があるのではないのでしょうか。

急激な賃金上昇は、視点を変えれば、明らかに善悪の善ではありません。カフカの階段の下から這い上がってくる人達に向かって、高いところから石を投げるようなことにはならないのでしょうか。

ここで、重要なのは、この善悪のバランスをいかにとるかということです。この審議会・専門部会はそのバランスをいかにとるかということが託されているのではないのでしょうか。

このバランスをとるために、最低賃金法第9条第2項に定める労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力の最低賃金決定の3要素が当然重要となります。

その生活費につきましては、連合さんが出しておられる連合リビングウェイジの数値など、一方支払能力を示す最低賃金に関する基礎調査第4表の数値など。

これらの間のバランスをいかにとるか、これが最も重要と思われます。

今回の専門部会では、この大変な重要なポイントについて、基本に立ち返り、真摯な議論を重ねていきたいと考えております。以上です。

○千田部会長

ありがとうございます。

ただ今労使それぞれから基本的なお考えをお伺いしましたが、これに関して御質問、補足等はございますでしょうか。

○各委員

(特になし)

○千田部会長

よろしいでしょうか。

ただ今、労使双方から基本的なお考えについて、御意見の表明をいただきました。

今後の審議を円滑に進めるという観点で、さらに、労使それぞれの金額改正審議に当たっての具体的な考え方や方針などをこの機会に公労、公使の二者間協議の中で、少しお伺いしたいと思っております。

まず、公労、公使の順番で一度協議を行いたいと思いますので、事務局は別室への御案内をお願いいたします。

(公労、公使協議)

○千田部会長

それでは、三者での審議を再開いたします。

公労、公使の協議の場におきまして、労使それぞれから今後の金額改正審議に当たっての具体的な考え方をお伺いいたしました。

先ほども申し上げましたとおり、現時点におきましては、目安答申も行われていないということなどから、本日に関しては、公益各委員間におきまして、労使委員の考え方を共通認識として確認させていただいたということで、とどめさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、最後の議題「その他」ですが、事務局から今後の審議日程等について、説明をお願いいたします。

○安積賃金室長

今後の専門部会の開催予定について、御説明させていただきます。

次回、第3回専門部会につきましては、現時点におきましても、中賃での目安答申日が未確定な状況にあります。

そこで、事務局におきまして、中賃の目安審議の状況を踏まえ、今後の専門部会の開催日程を調整させていただきたいと考えておりますので、専門部会委員の皆様にはよろしくお願いいたします。

なお、傍聴の申込みにつきましては、この後、担当者から引き続き説明させていただきます。

○山中労働基準監督官

次回、第3回兵庫県最低賃金専門部会の開催案内、また傍聴手続等について、御説明させていただきます。

まず、前回第1回専門部会におきまして、第3回目以降の審議会日程については、中賃での目安が出次第、一括でお示しさせていただくという御案内させていただきましたが、先ほど室長から説明がありましたとおり、中賃での目安審議状況が現時点でも未確定ということですので、一括での御案内は少し難しい状況なのかなと思っております。御理解のほどよろしくお願いいたします。

また、次回、第3回専門部会の開催日につきましては、中賃での目安審議の状況を踏まえて、別途調整をさせていただきますので、詳細が決まり次第、委員の皆様にはメールで御連絡を差し上げたいと思います。

開催通知につきましても、詳細が決まり次第、ホームページへの掲載を予定しておりますので、傍聴を希望される皆様におかれましては、兵庫労働局ホームページを適宜御確認いただきますようよろしくお願いいたします。

また、中賃の審議状況によっては、第3回専門部会の開始時間の変更、あるいは流会となる可能性もございます。

開始時間の変更、又は流会となった場合につきましては、審議会委員の皆様には事前にメールで御連絡をさせていただきたいと思っております。その場合につきましては、ホームページにもその旨を掲載させていただきますので、傍聴を希望される皆様におかれまし

ては、兵庫労働局のホームページを適宜御確認いただきますようお願いいたします。

なお、時間変更、流会となる場合には、厚生労働省本省からの情報が入り次第速やかに通知させていただきますが、開催直前での御案内になる可能性もございますので、あらかじめ御了承いただきますようよろしくお願いいたします。以上でございます。

○千田部会長

事務局から次回専門部会の開催予定等について、説明がございました。

何かこちらについて、御質問等はございますでしょうか。

○各委員

(特になし)

○千田部会長

よろしいですか。

それでは、次回開催は中央での目安審議状況を踏まえ、調整して決定するということにいたしたいと思います。

委員の皆様、よろしくお願いいたします。

最後に事務局から何かありますでしょうか。

○安積賃金室長

特にございません。

○千田部会長

それでは、本日はこれで終了させていただきます。

委員の皆様、御審議お疲れ様でございました。

ありがとうございました。

千田 直毅

堀井 説也

松岡 直哉